

2010年3月議会(会議録より)

2010.3.29

提出者となった意見書

.....
○16番(野村羊子さん) お手元に配付した意見書(案)、案文を読み上げさせていただきます。提案理由とさせていただきます。

意見書(案)第17号

親のいない子どもたちへの「子ども手当」の支給等を求める意見書

意見書(案)第18号

「高校無償化」に関する意見書

上記2件の意見書(案)を別紙のとおり提出する。

平成22年3月29日

三鷹市議会議長 田中順子様

提出者 三鷹市議会議員 野村羊子

賛成者 // 嶋崎英治

// // 半田伸明

親のいない子どもたちへの「子ども手当」の支給等を求める意見書

2010年1月18日の子ども手当に関する厚生労働省による説明会で、残念な実態が明らかになった。

(1)子ども手当の支給につき、児童手当の制度設計を踏襲しているため、親(未成年後見人含む)がいない子どもには支給されない。(2)実親がいても、虐待を受けた子ども、親が服役中の子どもなどには支給されない。(3)児童養護施設、乳児院、里親家庭で育つ子どもの養育者に支払われるのではなく、養育していなくても実親に支払われる。(4)支給対象とならない子どもは推定5,000人程度である。というものである。

2月9日の衆議院予算委員会では、長妻厚生労働大臣から、施設にいる子どもについては、安心子ども基金から支給される、という答弁があった。しかし、里親家庭については支給体制が整えられず、検討課題とされている。

そもそも子ども手当は、次代の社会を担う子どもの成長及び発達に資することを目的とする。親がいないというハンデを負っている子どもに対し、さらに差別的な扱いをすることは、承認できるものではない。

親のいない子どもや虐待を受けている子どもなどが子ども手当を受け取れる仕組みが必要である。親が育てることができない子どもたちが差別をされず、当然の権利として子ども手当を受け取り、社会の一員として育つことができることが望まれる。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、次代の社会を担う子どもの育ちを支援するという子ども手当制度の趣旨をかんがみ、下記の措置を講じられるよう強く要請するものである。

記

1 親のいない子どもや親が不詳の子どもに対しても、親のいる子どもと同じく子ども手当が支給される制度設計にすること。

2 親がいて児童養護施設等に入所する子どもや里親に委託された子どもには、現に養育に当たる者と実親の状況に即して、子ども自身の成長発達に使われるように子ども手当を支給すること。

3 親のいない子どもや親が不詳の子どもには、速やかに未成年後見人を選任し、児童養護施設や乳児院、里親との連携を行う仕組みをつくること。

4 未成年後見人の選任に関して、実態にあった法制度を整えること。

上記、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成 22 年 3 月 29 日

三鷹市議会議長 田 中 順 子

「高校無償化」に関する意見書

現在、「国公立の高等学校における教育の実質的無償化の推進及び私立の高等学校等における教育に係る負担の軽減のための高等学校等就学支援金の支給等に関する法律案」いわゆる「高校無償化」法案が衆議院で審議されている。

この法案でいう高校とは、高等学校のほか、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、専修学校高等課程、各種学校の高校相当課程、高等専門学校を指している。すなわち、すべての日本で学ぶ子どもたちに、高校教育の機会を無償で提供するという趣旨の法案であり、看護専修学校やいわゆるインターナショナルスクールなども含むものである。

現在、議論の中で、この中から一部を除外しようとする動きがある。日本に暮らすすべての子どもたちが平等に扱われるべきである。

憲法に照らして考えれば、どこの国の民族の流れをくむ人々であろうと、どういう宗教を信奉する人たちであろうと、どのような出自であろうと、日本に住み日本で学ぶ人々については、基本的に高校教育を無償化する、こうした考え方こそ人としての教育を重視する教育政策として基本とすべきである。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、何らの除外もせずに、すべての子どもたちを無償化の対象とすることを強く求める。

上記、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成 22 年 3 月 29 日

三鷹市議会議長 田 中 順 子

よろしく願いいたします。

提出された意見書への討論

意見書本文については下記参照

http://www.gikai.city.mitaka.tokyo.jp/activity/result/22/custom_22a.html

意見書（案）第 4 号 「幼児教育の無償化と保育サービスの充実を求める意見書」 について

○16 番（野村羊子さん） すべての子どもたちに、在宅であろうと、何らかの施設に通所、入園していようと、質の高い幼児教育を保障することは重要です。質の高い幼児教育とは単なる幼稚園教育を指すものではありません。統率のとれた集団行動ができるようなしつけ教育でもありません。一方、保育園での保育は、教育と養護とを一体的に提供しているものです。どこにいようと、子どもたちには必要な教育と養護を受ける権利があります。ある研究報告によると、今の日本の子どもたちに欠けているものは、多様な子ども集団の中で群れ遊び、その中で身体能力やコミュニケーション能力を初め、意欲や柔軟性、創意工夫する力などなどを養っていくことだということです。

すべての幼児が、幼児期にふさわしい群れ遊ぶ集団を保障されるには、安心できる場と幼児期の発達を支える大人の存在が必要です。それには保育士や幼稚園教諭などの資質向上が不可欠であり、その養成、研修、さらには労働環境の改善が必要です。また、幼児教育の重要性を主張し、その推進を図ることを目的とするのであれば、まずは、親の都合によってどのような施設に子どもが預けられていても、等しく質の高い幼児教育、養護を受けられるようにすることが重要であることも申し添えて、すべての子どもたちが安心してはぐくまれ、成長できるような保育サービスを含めた社会的支援を求めるために、本意見書に**賛成**をいたします。

意見書（案）第8号 「さらなる総合経済対策の策定を求める意見書」について

○16番（野村羊子さん） さらなる総合経済対策の策定を求める意見書について、討論をいたします。

もはや成長により頼む経済政策の時代は終わりました。成長しなくても持続可能な社会をどう構築していくか、その方策を模索する時が来ています。医療、教育、福祉など人の命を守る事業において、また、農業、漁業、林業など人の命を支える事業において、働く人がまともに働き暮らせる職業とするための方策は、効率追求の規制緩和では生まれてきません。アジアなどの新興国の資源、天然資源や人的資源を食いつぶす現状のグローバル戦略の追認からも、世界との持続可能な関係は生まれてきません。今までの短絡的な景気刺激策は、不安定雇用者、低所得者層をふやしたただけでした。未来に希望が持てる暮らし、安心できる生活を構築するには、全く新しい発想を必要としています。

このような長期的展望のもと、当面の課題として、農林水産業や医療、福祉、教育、さらには中小企業・個人事業などの地域に密着した産業の活性化と雇用の確保、そうしたための諸方策といった、経済的に持続した持続可能な地域の再生を進める地域内循環型経済の形成促進が重要です。

以上、申し上げて本意見書に**反対**いたします。

意見書（案）第9号 子ども読書活動を推進するための予算確保を求める意見書

○16番（野村羊子さん） 子ども読書活動を推進するために予算確保を求める意見書について討論いたします。

人は、話し言葉に加えて読み書き言語を習得することで、より抽象的な思考をしやすくなります。人を人たらしめている論理的思考力や抽象的考察力を磨き、洞察力や想像力をさらに刺激し高めていくことに寄与する読書活動は、子どものみならず人の成長にとって大変重要だと考えます。しかしながら、読書の成果は、子どもの成長と同じように長期的な視野の中でしか把握し得ないものです。子どもたちが読書の喜びを知り、書物を楽しむには、読書へ導く大人の援助が必要です。すべての小・中学校に必要な十分な蔵書と司書の配置、幼稚園・保育所などへの図書配置と職員への研修、地域の子どもたちがアクセスしやすい図書館・分館や家庭文庫・地域文庫の設置、親子読書の会など活動へのサポートは当然のことながら、子どもたちが物語の世界に浸れる時間的、精神的余裕が持てる暮らしへの配慮、これらを含めた全体的なサポートが必要であると申し添えて、本意見書に**賛成**といたします。

意見書（案）第 13 号 児童虐待を防止するための親権制限を求める意見書

○16 番（野村羊子さん） 児童虐待を防止するための親権制限を求める意見書について討論いたします。

児童虐待により幼い命が奪われるニュースは後を絶ちません。全国の法務局が 2009 年に人権侵犯事件として相談を受けた児童虐待は、前年度比 15.6%増の 725 件。また、全国の児童相談所が 2008 年度に扱った児童虐待件数も 4 万 2,664 件と、ともに過去最多となりました。児童相談所を初め対応機関は飽和状態にあり、親子の切り離しが必要でも十分に対処できない場合もあると聞きます。施設が飽和状態であることも相まって、虐待された子どものケアが十分でない状況が間々あります。また、中学卒業後のユース世代へのケアサポートも不十分で、社会への第一歩でつまづく子どもたちも多いと聞きます。

一方で、子どもから切り離された親のケアも十分になされていません。親の身体的、精神的な医療も含めたケア、生活改善のための職業訓練等、親として生きること丸ごとのサポートが必要な親も多いのです。切り離し後の親への適切なサポートプログラムの提供がなければ、親子関係の再構築が難しいのは当然です。子どもはどんなに虐待する親であっても、その親から愛されたいと願っています。そんな子どもの視線に立ったとき、子どもが親から愛される状況を再構築することが最重要課題です。しかし、今の日本には、そのようなサポートを提供するシステムも人手でもありません。児童虐待の問題において、何よりも子どもが人として十全に育つことを保障すること、子どもの人権を守るものとしてとらえられるべきです。

したがって、親権の一時停止や監護権の停止など親権制限の弾力的運用に当たっては、親自身への援助による親子関係回復への援助と同時に、真に子ども自身の権利を代弁する制度の確立が必要であると申し添えて、本意見書に**賛成**いたします。
